

六文銭と知的財産（観光産業の復活を願って）

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

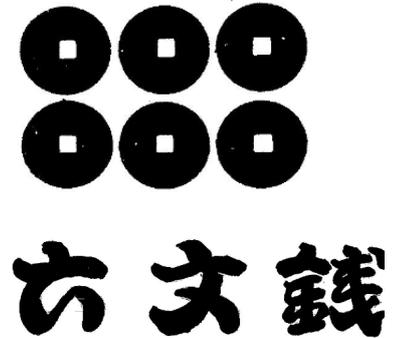
(1) 新型コロナの経済対策が強く望まれています。一方、長野県及び長野県発明協会（長野県知財総合支援窓口）では活動方針の一環として、知的財産面からの観光産業への支援を挙げています。

そこで、観光産業の復活を願って長野県で著名な商標である「六文銭」や「真田」のトピックスを知的財産面からお知らせします。

(2) 六文銭とは、1文の銭貨（貨幣）が6つある様子のことであり、日本における仏葬の副葬品である賽銭のことを言います。

前記に由来して真田一族が家紋として使用したことは、上田市、長野市（松代町）を初め、全国的に有名です。戦国時代から400年以上使用されている六文銭マーク、もちろん地元では広く知られており、地域の誇りであって、だれでもが使用できると思いがちです。しかし、実は商標登録による制約があり、使用には十分な注意が必要です。本稿ではその注意すべき商標登録をお知らせします。なお、六文銭には、図形と文字があり、本稿では両者を対象とします。

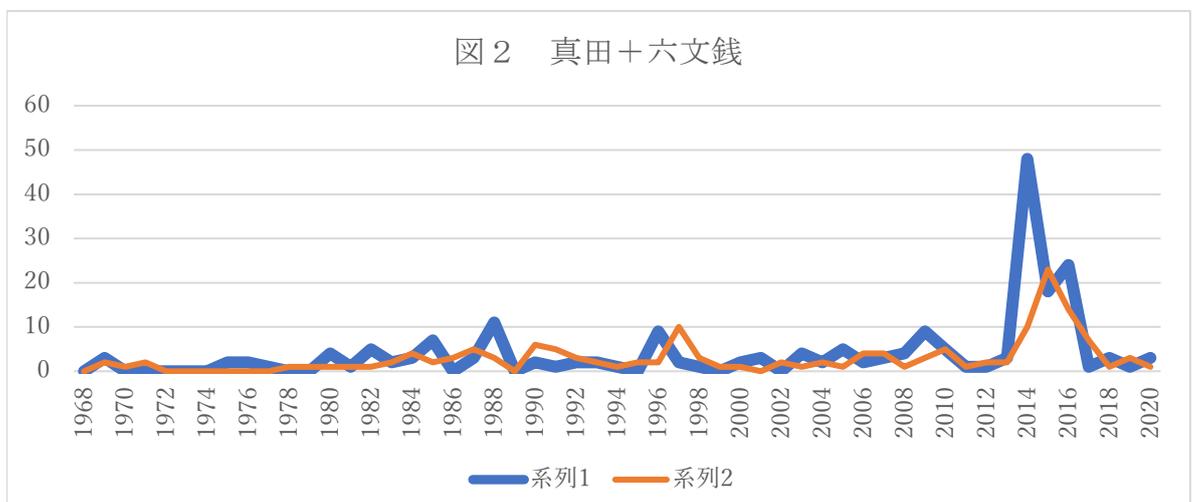
図1 六文銭（図、文字）



2. 六文銭商標の出願状況

図2に図形の又は文字「六文銭」及び「真田」を含む商標の登録状況を年別に示します。

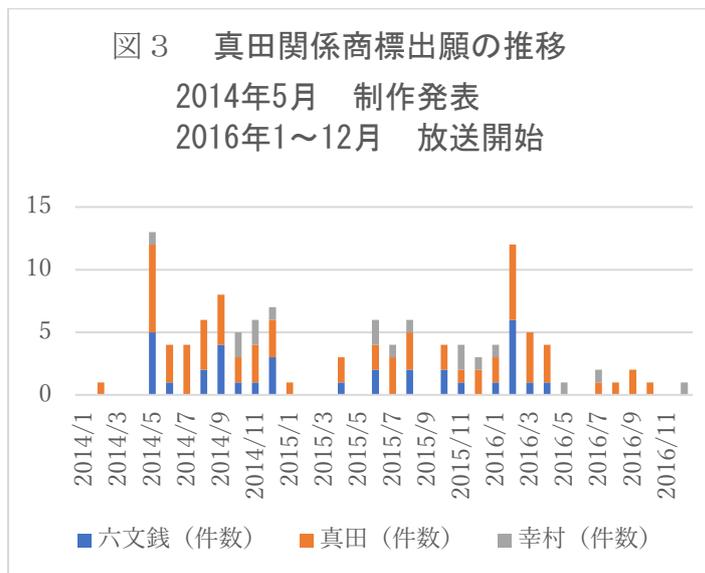
1950年代から、件数は少ないものの出願は続いています。そして2014年に急増しています。



これは、NHK大河ドラマ「真田丸」の制作発表がなされたことに反応したものです。(ちなみに、1988年の出願増加もNHK大河ドラマ「武田信玄」に真田家が登場したことによると思われます。)

なお、この当時の真田関係の月単位の商標出願状況を図3に示します。

2014年5月のNHK大河ドラマ「真田丸」の制作発表の当日から多くの商標が出願され、放送開始の2016年1月には増加したものの、数か月で収束しました。放送開始前に7割の出願がされており、開始時にはほぼ競争が終了していました。



3. 六文銭商標の登録状況

特許庁の商標登録要件には、周知(広く知られた名称やマーク)は登録しない

(企業や個人に独占させない)旨の規定があります。かつての特許庁ではこれに該当しないと判断したものと思われ、多くが登録されました。現在は、著名な家紋は登録しないとの確認がなされましたが、商標は10年ごとに、審査無しで更新され、そのまま残ります。このため、現在も単なる図形のや文字の「六文銭」であっても、多くの権利が継続しています。使用時には登録の有無を確認する必要があります。

図4にマークのみで登録されている商品群を示します。34の商品区分に分かれていますが、そのうちの半分の17区分で登録されており、安易な使用はできない状況にあります。

図4 マーク、「六文銭」の登録状況
注：商品数=類似群コード数

商品区分	商品の概要		「六文銭」
		(マーク)	(文字)
		登録済商品数(個) ()内は、全商品数	
9	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具	1	(38)
11	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置	1	1(36)
14	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計	6	(10)
16	紙、紙製品及び事務用品	1	0(22)

18	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具	2(11)	
20	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの	2 3(49)	1
21	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品	2 1(38)	1
22	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維	8(20)	1
24	織物及び家庭用の織物製カバー	8(15)	3
25	被服及び履物	6(14)	6
26	裁縫用品	7(18)	
27	床敷物及び織物製でない壁掛け	3(5)	
29	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物	1 3(18)	1
30	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料	1 1(25)	3
31	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料	1 0(23)	
32	アルコールを含有しない飲料及びビール	4(4)	
33	ビールを除くアルコール飲料	4(4)	3

また、文字の「六文銭」はマークに比べて登録件数は少なく、幅は狭いものの、8区分で登録されており、同様の注意が必要です。

4. 「真田」について

「真田」そのものは人名及び地名であり、商標登録がされる可能性はほとんどありません。しかし、「真田」を含む比較的使用しやすいことばが登録されていますので、その一例を紹介します。これらを使用する場合には、事前に検討・協議が必要になります。

図5 「真田」商標

登録商標	登録されている商品区分	コメント
真田幸村	3 2、3 3	
真田幸村の里	3 0	
真田城	3 3	
真田丸	3, 4, 9, 1 4, 1 6, 2 0, 2 1, 2 4, 2 5, 2 8, 2 9, 3 0、3 2, 3 3, 3 9, 4 0, 4 3	多くの権利者は(株)NHKエンタープライズ
真田丸の里	3 3	

4. まとめ

図形のや文字の「六文銭」「真田」は、400年以上も使用され、地元では著名なマークや文字であっても、自由に使えるものとは限りません。歴史に基づく地元の感覚と、法的な権利保護とのバランスは必ずしも一致していません。この是正には多くの労力と時間が掛かります。私共 INPIT 長野県知財総合支援窓口はこのことから生ずるトラブルの発生を防ぎ、地域の誇りを活かして産業発展に結びつくよう極力支援致します。遠慮なくご相談ください。

(2020年11月)